○須崎市電動生ごみ処理器（機）具購入事業費補助金交付要綱

平成１２年５月１５日
須崎市訓令第４１号
改正　平成１９年４月１０日訓令第１６号
平成２１年３月３１日訓令第２０号
平成２５年８月１日訓令第６３号
平成２７年３月５日訓令第１４号
令和２年６月２４日訓令第６５号
令和８年３月３１日訓令第２８号
令和８年９月３日訓令第９２号

（趣旨）

第１条　この要綱は、市民のごみに対する分別意識を高め、生ごみの減量化推進及び堆肥としての資源化を図るため、予算の範囲で電動生ごみ処理器（機）具（以下「器（機）具」という。）の購入費用の一部を補助することについて必要な事項を定めるものとする。

（補助対象器具）

第２条　補助金の交付の対象となる器（機）具は、バイオを利用して、生ごみを分解、乾燥する器（機）具で電力を動力源とするものをいう。（電源ＡＣ１００Ｖ、１日に５００グラム以上の処理能力を有するもの）

（補助対象者）

第３条　補助金の交付を受けることができる者は、指定販売業者（器（機）具を販売する業者として市長が指定した業者をいう。以下同じ。）で器（機）具を購入し、かつ使用する者であって次の各号に掲げる要件をみたす者とする。

（１）本市の住民基本台帳に記録されている者であること。

（２）前号の居住地において器（機）具を設置し、適正に維持管理ができる者であること。

（３）当該器（機）具による堆肥化物を適正に自家処理できる者であること。

（４）本市の市税を完納している者であること。

（５）過去５年度以内に本要綱に基づく補助金の交付を受けていない者であること。

（補助金の額等）

第４条　補助金の額は、器（機）具の購入価格（消費税を含む。）に２分の１を乗じて得た額（１００円未満を切り捨てる。）とし、限度を１基につき３０，０００円とする。

２　補助対象基数は、限度を１世帯につき１基とする。

（交付申請）

第５条　補助金の交付を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、電動生ごみ処理器

（機）具購入事業費補助金交付申請書兼請求書（別記様式第１号）に補助の対象となる器（機）具の購入に係る領収書及び市税完納証明書その他必要な書類を添えて、市長に申請するものとする。

（交付決定及び補助金の交付）

第６条　市長は、前条に規定する申請があったときは、その内容を審査し、補助金を交付することが適当と認めるときは、電動生ごみ処理器（機）具購入事業費補助金交付決定通知書兼確定通知書（別記様式第２号）により申請者に通知するとともに、補助金を交付するものとする。この場合において、適正な交付を行うため必要があるときは、補助金の交付の申請に係る事項を修正させることができる。

２　補助金の交付を決定するに当たっては、申請者が次の各号に掲げるいずれかに該当すると認められるときは、補助金を交付しないこと等、暴力団等の排除に係る市の取扱いに準じて行わなければならない。また、市長は補助金の交付決定に際し、必要な条件を付することができる。

（１）暴力団等（須崎市暴力団排除条例（平成２３年須崎市条例第１号。以下「暴排条例」という。）第２条第２号に規定する暴力団等をいう。以下同じ。）であるとき。

（２）暴排条例第５条第２項の規定に違反した事実があるとき。

（３）須崎市の事務及び事業における暴力団の排除に関する規則（平成２４年須崎市規則第１７号）第２条第２項第５号に規定する排除措置対象者であるとき。

３　市長は、補助金を交付することが不適当であると認めたときは、電動生ごみ処理器（機）具購入事業費補助金交付申請却下決定通知書（別記様式第３号）により、申請者に通知するものとする。

（協力義務）

第７条　補助金の交付を受けたもの（以下「受給者」という。）は、器（機）具を有効に活用し、生ごみの有効利用とごみの減量化に努めるものとする。

（調査又は指導）

第８条　市長は、受給者に対し、器（機）具の設置及び管理の状況について、調査し、又は指導することができる。

（決定の取消し及び補助金の返還）

第９条　市長は、受給者が次の各号のいずれかに該当するときは、補助金の交付決定額の全部若しくは一部を取り消し、又は既に交付した補助金の全部若しくは一部の返還をさせることができる。

（１）虚偽その他不正な手段により、補助金の交付決定を受けたとき。

（２）この要綱又は補助金の交付決定に付した条件に違反したとき。

（３）前２号に掲げるもののほか、補助金の交付が不適当と認められたとき。

（指定販売業者）

第１０条　市長は、販売業者が次に掲げる要件を満たしていると認められるときは、指定販売

業者として取り扱うものとする。

（１）器（機）具を販売できること。

（２）本市に店舗を有すること。

（３）器（機）具の設置及び使用方法についての説明、指導ができること。

（４）補助金交付についての事務に協力できること。

（５）その他市長が必要と認める要件を備えていること。

（指定販売業者の取消）

第１１条　市長は、次のいずれかに該当するときは、指定販売業者としての取り扱いを取り消すものとする。

（１）前条の要件に該当しなくなったとき。

（２）その他指定販売業者としてふさわしくないと認められるとき。

（補則）

第１２条　この要綱に定めるもののほか補助金の交付に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附　則

この訓令は、平成１２年５月１５日から施行する。

附　則（平成１９年４月１０日訓令第１６号）

この訓令は、平成１９年４月１０日から施行する。

附　則（平成２１年３月３１日訓令第２０号）

この訓令は、平成２１年４月１日から施行する。

附　則（平成２５年８月１日訓令第６３号）

この訓令は、平成２５年８月１日から施行する。

附　則（平成２７年３月５日訓令第１４号）

この訓令は、平成２７年４月１日から施行する。

附　則（令和２年６月２４日訓令第６５号）

この訓令は、令和２年７月１日から施行する。

附　則（令和８年３月３１日訓令第２８号）

この訓令は、令和８年４月１日から施行する。

附　則（令和８年９月３日訓令第９２号）

この訓令は、令和８年１０月１日から施行する。